

○男鹿地区消防一部事務組合職員任用規程

昭和 57 年 1 月 30 日
規 程 第 2 号

改正 昭和 62 年 4 月 2 日規程第 1 号 平成 9 年 2 月 24 日規程第 1 号
平成 11 年 7 月 30 日規程第 3 号 平成 12 年 2 月 1 日規程第 1 号
平成 14 年 4 月 5 日規程第 1 号 平成 17 年 3 月 22 日規程第 2 号
平成 17 年 7 月 11 日規程第 3 号 平成 19 年 6 月 27 日規程第 4 号
平成 23 年 6 月 23 日規程第 1 号 平成 24 年 6 月 29 日規程第 1 号
平成 26 年 6 月 20 日規程第 1 号 令和 3 年 6 月 16 日告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、男鹿地区消防一部事務組合職員の任用については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(任用)

第 2 条 消防職員は、この規程の定めるところにより、消防長の行う競争試験（以下「試験」という。）に合格した者の中からこれを任用する。

- 2 試験は、消防長が必要と認めるとき、管理者の承認を得て行う。
- 3 消防長は、消防士長以上の消防職員を指定し、試験の事務を補助させることができる。

(試験の告知)

第 3 条 消防長は、採用試験又は昇任試験を実施しようとするときは、当該実施期日の 10 日以前に必要な事項を受験資格を有する者が知ることのできる方法で、周知せしめなければならない。

(受験手続)

第 4 条 採用試験又は昇任試験を受けようとする者は、所定の受験申請書により、消防長に提出しなければならない。

(試験の委託)

第 5 条 採用試験は、消防長が自ら行うほか、他に委託して行うことができる。ただし、身体検査については、この規程の採用基準によるものとする。

(受験資格)

第 6 条 地公法第 16 条の欠格条項のほか、次の各号の一に該当する者は、採用試験を受けることができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

- (2) 素行不良、その他消防職員としてふさわしくない者
- (3) 採用後、男鹿地区消防一部事務組合管内に居住することが出来ない者。

(採用基準)

第7条 消防士の採用基準は、次のとおりとする。

- (1) 年齢 18歳以上26歳未満
- (2) 身体
 - ア 身長 男性おおむね1.60メートル以上、女性おおむね1.55メートル以上
体重 男性おおむね50キログラム以上、女性おおむね45キログラム以上
胸囲 身長のおおむね2分の1以上であること。
 - イ 身体が完全、体力が強健で、体質優良であること。
 - ウ 容姿に奇型その他著しく異状がないこと。
 - エ 視力（矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.7以上、かつ一眼の視力がそれぞれ0.3以上で、赤色、青色及び黄色の色彩が識別できること。
 - オ 聴力は2メートルの距離において低語を聴取できること。
- (3) 高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有する者
- (4) 自動車運転免許を有する者

(採用試験)

第8条 採用試験は、教養試験、検査（性格特性検査）、作文、口述試験及び身体・体力検査を合せて行うことができる。

- 2 身体検査は、消防長が指定する医師が行うものとする。
- 3 口述試験は、人物及び能力を評定するものとする。

第9条 教養試験は、次の科目内において行う。ただし、他に委託して行う必要があるときは科目の種類を変更し、又は科目の数を増減することができる。

- (1) 時事、社会・人文に関する一般知識
- (2) 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除

(昇任試験)

第10条 昇任試験を受けようとする者は、それぞれ次の各号に該当しなければならない。

- (1) 消防士長は、消防士として引続き5年以上勤務した者
- (2) 消防司令補は、消防士長として引続き5年以上勤務した者
- (3) 前2号の場合において、成績の特に優秀なものについては、各階級の職務年限を各1年ずつ短縮することができる。

第11条 昇任試験は、筆記試験、術科試験、口述試験及び勤務評定について行うものとする。ただし、消防長は試験の一部を省略することができる。

- 2 消防長は、昇任試験を受けた者については、受けた階級の昇任試験を省略するこ

とができる。

第12条 前条の筆記試験は、次の科目について行う。ただし、消防長は科目の一部を省略することができる。

- (1) 憲法、行政法
- (2) 消防関係法規
- (3) 火災予防、火災防ぎょ一般
- (4) 消防実務一般
- (5) 社会常識
- (6) 論文

2 第9条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第13条 術科試験は、次の科目について行う。ただし、消防長は科目の一部を省略することができる。

- (1) 消防訓練及び礼式
- (2) 消防ポンプ操法

第14条 口述試験は、おおむね筆記試験の科目について行い、実務能力と合わせて人物を客観的に評定するものとする。

(消防副士長の昇任基準)

第15条 消防副士長の昇任は、次の各号によるものとする。

- (1) 昇任資格 勤務年数5年以上で成績が優良であり、かつ、指導能力を有する者
- (2) 前号の場合において、成績の特に優秀なものについては、職務年限を1年短縮することができる。
- (3) 昇任方法 一般教養及び実技試験ただし、消防長は一般教養又は実技試験とすることができる。

(特別昇任)

第16条 永年勤続し、その成績が著しく優秀と認められる者が退職するときは、試験を行わないで管理者の承認を得て1階級昇任させることができる。

第17条 消防長は、経歴、能力及び勤務実績に基づき、消防職員として特に適格であると認められる者又は勤務成績が特に優秀であるものについては、この規程の規定にかかわらず管理者の承認を得て選考により採用及び昇任することができる。

附 則

この規程は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則 (昭和62年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規程第 1 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規程第 2 号）

この規程は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 17 年規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規程第 4 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 2 号）

この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。